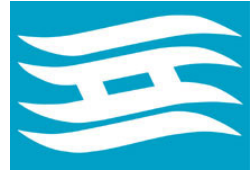


兵庫県公報

令和4年8月5日 金曜日 第334号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	5

告 示

兵庫県告示第927号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和4年8月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

小多利土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	矢野友洋	丹波市春日町多利795番地



兵庫県告示第928号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和4年8月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

田原東部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	三輪一朝	神崎郡福崎町東田原1239番地1
同	福永正之	同 郡同 町東田原1657番地4
同	梶原正敏	同 郡同 町西田原302番地3



兵庫県告示第929号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年8月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市神出土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤本 弘 繁	神戸市西区神出町東79番地の2

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤本 浩 二	神戸市西区神出町東1167番地の114



兵庫県告示第930号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年8月5日

兵庫県知事 齋藤 元彦

神戸市高和土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	河合 敏 夫	神戸市西区押部谷町高和1042番地
同	武川 秀 巳	同 市同区押部谷町高和1113番地
同	寺口 大 一	同 市同区押部谷町高和473番地
同	藤本 由 正	同 市同区押部谷町高和671番地
同	藤本 巖	同 市同区押部谷町高和894番地
同	武川 賢 輔	同 市同区押部谷町高和935番地
同	光富 吉 友	同 市同区押部谷町高和1305番地の1
同	池田 淳 司	同 市同区押部谷町高和632番地
監事	川本 享 秀	同 市同区押部谷町高和334番地
同	藤本 孝 仁	同 市同区押部谷町高和691番地
同	松下 栄 美	同 市同区押部谷町高和562番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	光富 吉 友	神戸市西区押部谷町高和1305番地の1
同	武川 秀 巳	同 市同区押部谷町高和1113番地
同	池田 淳 司	同 市同区押部谷町高和632番地
同	寺口 大 一	同 市同区押部谷町高和473番地
同	徳岡 眞奈美	同 市同区押部谷町高和1172番地の1
監事	松下 栄 美	同 市同区押部谷町高和562番地の1
同	高尾 淳	同 市同区櫛谷町寺谷888番地の2



兵庫県告示第931号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年8月5日

兵庫県知事 齋藤 元彦

東播用水土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	小野 享 平	加古川市新神野2丁目17番10号
理事	與倉 秀 顕	神戸市西区秋葉台2丁目1番地の30

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	田 渕 和 也	加古川市野口町古大内278番地の8

理 事 赤 松 宏 朗 三木市別所町小林454番地

~~~~~

**兵庫県告示第932号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年8月5日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**真南条土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 堀 井 聡   | 丹波篠山市真南条上819番地 |
| 同     | 渡 瀬 榮 治 | 同 市真南条上700番地 1 |
| 同     | 酒 井 勇   | 同 市真南条上288番地   |
| 同     | 酒 井 壯 一 | 同 市真南条中493番地 1 |
| 同     | 中 西 康 二 | 同 市真南条中505番地   |
| 同     | 本 荘 巧   | 同 市真南条中965番地   |
| 同     | 圓 谷 守   | 同 市真南条下323番地 2 |
| 監 事   | 小 林 泰 雄 | 同 市真南条上295番地 1 |
| 同     | 酒 井 由 雄 | 同 市真南条中725番地   |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 堀 井 聡   | 丹波篠山市真南条上819番地 |
| 同     | 酒 井 勇   | 同 市真南条上288番地   |
| 同     | 渡 瀬 順 之 | 同 市真南条上724番地   |
| 同     | 中 西 康 二 | 同 市真南条中505番地   |
| 同     | 岸 本 康 宏 | 同 市真南条中570番地   |
| 同     | 岸 本 恵 一 | 同 市真南条中623番地   |
| 同     | 圓 谷 守   | 同 市真南条下323番地 2 |
| 監 事   | 渡 瀬 榮 治 | 同 市真南条上700番地 1 |
| 同     | 酒 井 由 雄 | 同 市真南条中725番地   |
| 同     | 岸 本 京 子 | 同 市真南条上1566番地  |

~~~~~

兵庫県告示第933号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年8月5日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

大芋土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 口 健 治	丹波篠山市三熊107番地 1
同	山 崎 繁 一	同 市市野々543番地
同	山 田 東 男	同 市住吉台96番地 2
同	小 林 秀 人	同 市小倉285番地
同	政 井 哲 志	同 市小原730番地
同	山 下 喜久馬	同 市藤坂441番地 1
同	藤 井 博 文	同 市大藤432番地
同	松 尾 吉 彦	同 市立金232番地
同	岸 本 俊 勝	同 市宮代53番地

同	外 岡 明 文	同	市奥山426番地
監 事	中 田 三代司	同	市市野々193番地
同	山 田 修 敬	同	市中133番地
同	眞 継 泰 喜	同	市宮代394番地
同	上 村 盛 雄	同	市藤坂820番地
同	桐 山 進 一	同	市立金177番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 田 傳	丹波篠山市中51番地1
同	田 口 弘 高	同 市三熊351番地
同	矢 野 義 貴	同 市小倉287番地
同	小 林 貞 夫	同 市宮代506番地
同	桑 形 紀 文	同 市小原698番地
同	塚 本 薫	同 市藤坂165番地
同	外 岡 明 文	同 市奥山426番地
同	中 田 三代司	同 市市野々193番地
同	藤 井 博 文	同 市大藤432番地
同	松 尾 吉 彦	同 市立金232番地
監 事	山 田 修 敬	同 市中133番地
同	眞 継 泰 喜	同 市宮代394番地
同	大 前 稔 人	同 市小原736番地
同	桐 山 進 一	同 市立金177番地
同	澤 山 伊知郎	同 市市野々229番地
同	長 田 明 彦	同 市中23番地

兵庫県告示第934号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和4年8月5日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和4年8月5日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 6 号	丹波篠山市西古佐字イミノ木ノ坪424番2 から 同 市住吉台1番1まで	旧	8.0から 33.0まで	180.0	
		新	8.0から 33.0まで 13.0から 47.0まで	180.0 180.0	一部 予定地

兵庫県告示第935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和4年8月5日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和4年8月5日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西脇篠山線	丹波篠山市味間奥字石原ノ坪1332番3から 同 市西古佐字イミノ木ノ坪447番ま で	旧	5.0から 31.0まで	1,416.0	
		新	5.0から 31.0まで 9.0から 38.0まで	1,416.0 1,357.0	予定地



兵庫県告示第936号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和4年8月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04但馬位置 0001号	4.7.22	豊岡市高屋字天王817番1の一部	6.00	36.04